

「第2次循環型社会形成推進基本計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成20年2月26日（火）より平成20年3月10日（月）にかけて、「第2次循環型社会形成推進基本計画（案）」に関するパブリックコメントを実施したところ、以下のとおり御意見が寄せられました。御意見の概要とそれに対する考え方をまとめると、下記3. のとおりです。

1. 募集要領

- (1) 意見募集対象
第2次循環型社会形成推進基本計画（案）
- (2) 募集期間
平成20年2月26日（火）～平成20年3月10日（月）
（郵送の場合は、3月10日（月）必着。）
- (3) 意見の提出方法
郵送・ファクシミリ・電子メール

2. 提出意見総数

意見提出者数：13 団体・個人
意見総数：56 件

3. 寄せられた御意見の概要とそれに対する修正及び考え方について

(1) パブリックコメントを踏まえた修正について

① 「環境の保全」について

<御意見>

「公害国会」以来、我が国が貫いてきた「環境保全優先」を盛り込み、政策の継続性を示すべきではないか。

<対応>

御意見を踏まえ、以下のように修文します。

- 「はじめに」において、
「今日、環境の保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっています。
そして、経済活動のグローバル化にともない、

「環境の保全を前提とし、3R の推進と適正処理の実施など確保、生活環境の保全など、循環型社会の形成推進に当たっては、

- 「第1章第1節1」において、以下のように修文します。
「従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環の阻害に結び付く側面を有しています。」

② 「リユース」について

<御意見>

リユースについてさらに書き込むべきではないか。

<対応>

御意見を踏まえ、以下のように修文します。

- 「第1章第2節2(3)」において、

「また、特にリユースについては、実態のきめ細やかな把握を踏まえつつ、取組に対する支援を強化することが課題です。」を盛り込みます。

- 「第5章第2節4」においても、

「物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサービサイジング等の活用やリユースの取組に対する支援を行いますによる取組を推進します。」

③「水循環」について

<御意見>

国際的な課題として衛生的な水の確保や広い意味での水の循環という視点が重要になってくると考える。循環基本計画で書きこむべきではないか。

<対応>

御意見を踏まえ、第5章第1節において、「自然環境の保全や、環境保全上健全な水循環の確保を図るとともに、環境保全上適切な農林水産業の増進」とします。

④「国の取組」について

<御意見>

地域社会と一体となった循環型社会ビジネスの振興にあたっては、「廃棄物の適正処理」のみならず、循環資源利用の実態把握と有効性の向上を広めることが大切ではないか。

<対応>

御意見を踏まえ、以下のように修文します。

- 「第5章第2節4」において、

「廃棄物の適正処理を推進します」の部分を、
「廃棄物等の適正処理を推進します」

なお、循環資源の循環利用の実態とその有効性の高さを広めることについては、第5章第2節7にも記述しているところです。

⑤「海外との関係における資源循環」について

<御意見>

我が国の技術・経験の国際展開に関し、例えば中国では法体系の未整備や官僚機構が、民間企業の持つ知見・経験を活かしたビジネスの展開を阻害しており、相手国政府への問合せなど民間企業への支援をお願いしたい。

<対応>

御意見を踏まえ、3R や廃棄物管理に係る我が国の制度・技術等を世界各国に展開していくに当たっては、相手国の制度やその実施状況を相手国政府等との対話等を通じて把握することがまず重要であることから、

- 「第5章第3節2(1)」において、以下のように修文します。

「そのため、各国の実情・ニーズを把握し、」の部分を、
「そのため、各国の関連する制度の整備状況、廃棄物管理の実態や技術等に対するニーズを把握し、」

<御意見>

1) バーゼル条約や日本での国内法に定める自国内処理の原則を厳格に遵守すること、2) 「中古品」名目で途上国に廃棄物同然かつ有害物質を含む使用済み製品が輸出され、途上国において劣悪な環境でリサイクルを行うことによる健康や環境被害が出ていること、などの理由から、第5章第3節1「国際社会の構築にあたっては、」の文を以下のように修文すべきではないか。

「このため、国際的な循環型社会の構築にあたっては、循環資源の環境負荷を考慮し、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくとともに、(1)バーゼル条約及び我が国の廃棄物処理法に規定されている廃棄物の国内処理原則を厳格に遵守すること、(2)中古品と廃棄物等を区別する基準を確立し、中古品の輸出にあたっては輸出前性能検査を実施すること、及び(3)循環資源を途上国に輸出する場合には、有害物質を全て除去し、クリーンな循環資源として輸出することを最優先とすることが必要です」。

<対応>

御意見を踏まえ、以下のように修文します。

●「第5章第3節1」において、

「このため、国際的な循環型社会の構築にあたっては、循環資源の環境負荷を考慮して、まず発生国内で適正に処理することを原則とし、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくことを最優先します。するとともにこれとあわせて、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実させることが必要です。また、その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、各国内での循環利用を補完するものとして、循環資源の国際的な移動の円滑化を図ることも重要です。」

●「第5章第3節2（2）」において、以下の分を追加します。

「水際対策の実施を推進します。」の後に、

「また、家庭から排出された有害物質を含んだ家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないように、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化等を検討します。」

(2) その他の御意見等について

○循環型社会構築における基本概念について

<御意見>

排出者責任や拡大生産者責任の重要性を強調すべきではないか。

<考え方>

いずれも重要な考えとして、計画の冒頭（第1章第1節の2）で強調し、本計画を通じてそ

の具体化を図っています。

○廃棄物の焼却処理について

<御意見>

廃棄物の焼却処理は、環境の保全や資源の有効利用に反するのではないか。

<考え方>

循環基本法においては、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という対策の優先順位を定めています。3Rを前提とした上で、どうしても残るものについては、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うこととしています。

○「廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化」のタイトル（第2章第6節）について

<御意見>

循環資源の利用を推進することは循環型社会形成のために必須であり、循環利用を廃棄物処理の延長として考えるべきではない。3R施策の優先順位通り、循環利用がどうしてもできなかった循環資源を最後の手段として、廃棄物としての適正処理を行うことを考えるべきである。従って、このタイトルは「循環資源の有効利用と廃棄物の適正処分のためのシステムの高度化」と改め、出だしの表現も「廃棄物処理・リサイクルのための・・・」から「リサイクル・廃棄物処理のための・・・」に改めるべきである。

<考え方>

「廃棄物等」は、廃棄物処理法に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含む概念であり、そのうち有用なものについては、循環型社会形成推進基本法第2条において、「循環資源」として捉えています（P2脚注1参照）。ここでは、より広義の「廃棄物等」の語を用いることとし、原案のとおりとします。

○目標を設定する指標について

<御意見>

資源生産性は、天然資源種別毎の国民一人当たり使用量とするなど、資源利用の国際的な平等化を目指すべきではないか。

<考え方>

資源生産性は、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す社会の効率性に関する指標です。資源利用の各国間平等化に関する御意見に関しては、資源種別の資源の利用量等については、各国の経済構造、社会状況、自然環境等によってその最適な形態・水準等は異なってくるものと考えております。

<御意見>

循環利用率が、土石系などの非金属系鉱物資源の増減によって大きく影響を受け、指標としてふさわしくないのではないか。

<考え方>

御指摘は、点検時からいただいているものであり、本計画では土石系資源を除いた資源生産性を算出し、補助指標として目標を設定しております。循環利用率の実績の評価等については、

中央環境審議会循環型社会計画部会における進捗状況の点検の中で議論・分析していきます。

<御意見>

出口に関する指標は、最終処分量より廃棄物発生量とすべきではないか。

<考え方>

我が国の物質フロー指標は、物質フローの入口、循環、出口という3つの断面をとらえております。出口の指標である最終処分量については、最終処分場のひっ迫という問題に直結し、最終的に経済社会から自然界に戻される部分を見る最終処分量が、出口の指標として適当であると考えております。

○目標を設定する補助指標について

<御意見>

代替される化石燃料由来の温室効果ガスの排出量について、どの範囲までを算定に含めるべきか、網羅的・定量的にどの程度まで把握できているか。これらを差し引き、廃棄物部門由来の正味の温室効果ガス排出量を指標とするべきではないか。

<考え方>

御指摘の点に関しては、中央環境審議会循環型社会計画部会において議論が分かれたため、本内容については当面可能な限りその量を計測し、知見の蓄積に努めるとされたところです。

今後、審議会における進捗状況の点検等において、化石燃料代替による温室効果ガス排出量については、適切に把握していきたいと考えております。

○推移をモニターする指標について

<御意見>

隠れたフロー・TMR について、指標の目的を明確にすべき。資源採取に当たっては様々なケースがあり、まずはデータの正確な捕捉が必要なのではないか。

<考え方>

TMR については、その推計等に当たって様々な議論があるところです。また、個別の事例によって、著しい環境破壊を伴う場合や、環境修復の努力が適切になされている場合など、様々なケースが存在することも事実です。しかしながら、TMR は、マクロ的な視点で資源利用の持続可能性や地球規模で与える環境負荷を定量的に表す一つ的手段として、国際的にも普及しはじめたものであり、まず推計を通じて課題の所在を明白にしながら、この概念に関する認識を深めていくことが重要と考えます。データの捕捉や算定方法等については新たな知見を踏まえながら改善を図るべきものと考えております。

また、本計画では、持続的な循環利用が可能な金属系資源に関して、自然界からの新たな資源の採取を少なくすることが、我が国の資源利用に伴う国外での環境負荷を減少させることにつながるものと考え、特に金属系資源に着目して、計測することとしています。希少資源等に関して、進捗状況の点検において TMR について議論・分析を進めていく中で、適宜取り上げていきます。

<御意見>

産業分野ごとの資源生産性について、指標の目的を明確にすべき。国際比較が可能なら意味があるが、そのためにはデータベースの整備が必要ではないか。

<考え方>

産業分野ごとの資源生産性については、資源生産性の変動要因の分析（構造要因と原単位要因の分離）や国際的な比較に資するものです。

国際比較に当たっては、各国が同様の取組を行えるよう国際共同研究を行い、それに我が国も貢献していくとともに、発展途上国における統計の整備等、キャパシティビルディングについても支援していくこととします。

○産業廃棄物の減量化について

<御意見>

産業廃棄物の最終処分量削減目標に関する位置付けは、あくまで国及び産業界相互の努力目標であると認識する。こうした関係主体の努力にあたっては、既に対策を推進しているものと、そうでないものがあり、具体的な対策を講じていない業種に対する取組の推進や再生資源の新たな利用技術開発および新規用途創出等の政策支援を一層進めて頂くべきではないか。

<考え方>

循環基本計画は循環基本法の規定に基づき閣議決定を行うものであり、関係省庁が一丸となって政府全体で取組を進めていくものです。その際には、国民、事業者、地方公共団体等の関係主体の皆様との連携・協力によって目標に向かって取り組んでいくものと考えており、循環基本法においても各主体の責務としてその旨が規定されております。

取組の遅れている部分への指導、技術・需要開発については、今後も積極的に進めて参ります。

<御意見>

最終処分量の減量にあたっては、循環利用を進めることが重要であるが、原材料の品位低下や循環資源の需要減少によって、困難化している。最終処分量の減量化については、国の支援が必要である。

<考え方>

今後、副産物や使用済み製品から得られる再生資源に関する規格、3R技術についても、国際標準化を視野に入れながら、整備、研究開発を推進します。具体的には、各種個別リサイクル法や資源有効利用促進法に基づく措置を着実に実施するほか、廃棄物処理法の広域認定・再生利用認定を適切に活用していき、循環資源の用途開発・需要拡大を図っていきます。

○指標の進捗について

<御意見>

指標に関する詳細なデータ等を数値で示すべきではないか。

<考え方>

毎年度、中央環境審議会循環型社会計画部会において、関係主体（関係省庁、地方公共団体、産業界、NPO等）から広範なヒアリングを行い、物質フロー指標、取組指標も含めた循環型社会形成への進捗状況の点検結果をとりまとめ、閣議に報告しています。審議の内容はホームページで公開するとともに、環境・循環型社会白書等を通じて情報発信を行っております。